

【3. 対象事業所等の該当・非該当】

Q3-1. 税法上の事業所と条例に基づく地球温暖化対策報告書の事業所等は、違うものですか？

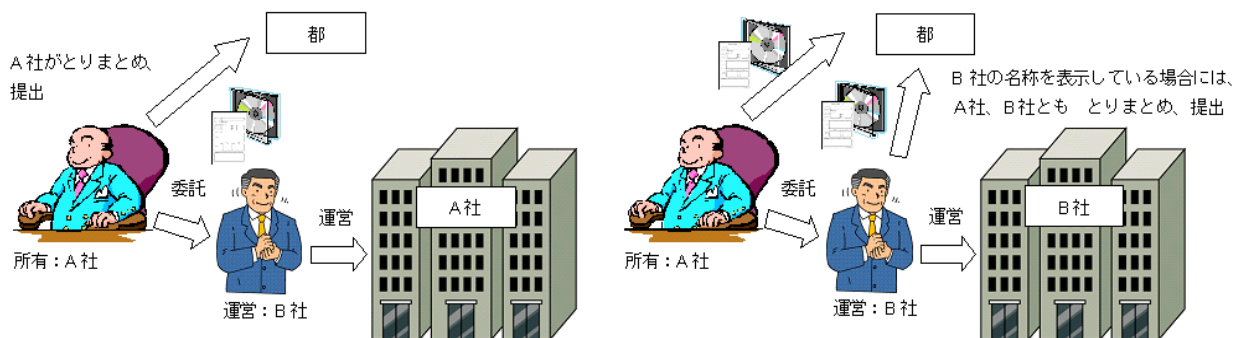
A3-1. 地球温暖化対策報告書の提出対象となる事業所等は、あくまで東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「環境確保条例」という。）、同条例施行規則及び地球温暖化対策指針等でその要件が定められており、同一事業所について所有者及び使用者の双方が提出主体となるなど、税法上の事務所・事業所の取扱いとは異なります。地球温暖化対策報告書制度における事業所等の扱いについては、東京都の環境確保条例、同条例施行規則及び地球温暖化対策指針等に基づき判断をお願いします。

Q3-2. リースバック方式の賃貸建物を所有している場合、この建物については、報告対象になりますか？

A3-2. リースバック方式の賃貸建物であっても、これを所有する事業者の報告書提出対象事業所等に該当します。なお、リースバック方式で建物を借り受けている事業者も、当該賃貸建物の使用者として、報告書を提出する主体となります。

Q3-3. A社が、所有するホテル等の事業所をB社に運営委託を行っている場合、当該事業所に係る報告書の提出主体は、どちらの事業者になりますか？

A3-3. 所有と運営が異なる場合、ホテル等の事業所がA社の名称であれば、A社が当該事業所等を所有するものとして報告書の提出主体となり、一方でB社は対象とはなりません。ただし、B社が対外的に自己の名を掲げてホテル事業等を行っている場合には、事業所等を使用しているものとしてB社も報告書の提出主体になります。いずれの場合にも、所有者は地球温暖化対策報告書の提出主体となりますので注意が必要です。



Q3-4. 無人の施設（通信施設、駐車場など）は、報告書の対象の事業所等に当たりますか？

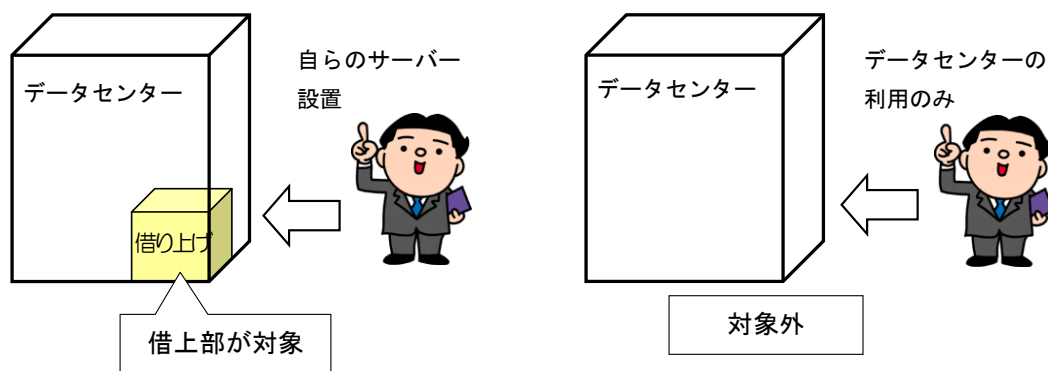
A3-4. 報告対象となる事業所等について、有人・無人の区別はありません。無人であっても事業所等に該当する場合には、当該事業所等を設置する事業者の報告書提出対象事業所等に該当します。例えば、建物等が存在する場合、無人の通信施設、駐車場、ポンプ所などについても報告対象となります。

Q3-5. 工事現場の仮設事務所、マンションの仮設展示場など、仮設の建物は、報告書の対象に当たりますか？

A3-5. 仮設の建物等（工事現場の仮設事務所、マンションの仮設展示場など）については、報告書の提出対象にはなりません。ただし、常設の住宅展示場など、「常設」を前提にしている建物等については、報告書の提出対象事業所等に該当します。

Q3-6. 他者が設置するデータセンターを利用している場合、当該データセンターの利用者も報告書の提出が必要になりますか？

A3-6. データセンターを運営する事業者へ委託し、自らが設置する事業所等とは別の場所に所在するデータセンターを利用する場合においては、当該データセンターは、利用者の報告書提出対象事業所等に該当しません。ただし、データセンターの一定の区画を借り受け、自らその設備を据え置く場合などは、当該借り受け区画が、利用者の報告書提出対象事業所等に該当することになります。

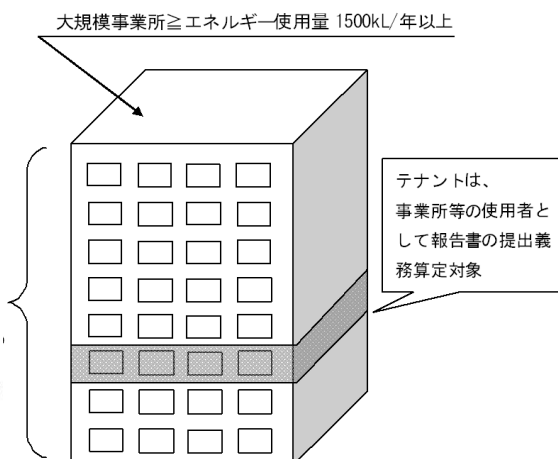


Q3-7. 老人福祉施設などの居住部分の扱いはどのようになりますか？

A3-7. マンション同様、部屋の管理を入所者が行い、計量器等においてエネルギー使用量が明確に区分できる場合などは、当該部屋について住居用施設として報告対象から除外することができます。なお、共用部などの住居用以外の部分などは住居の用に供する場所ではないため、報告対象となります。

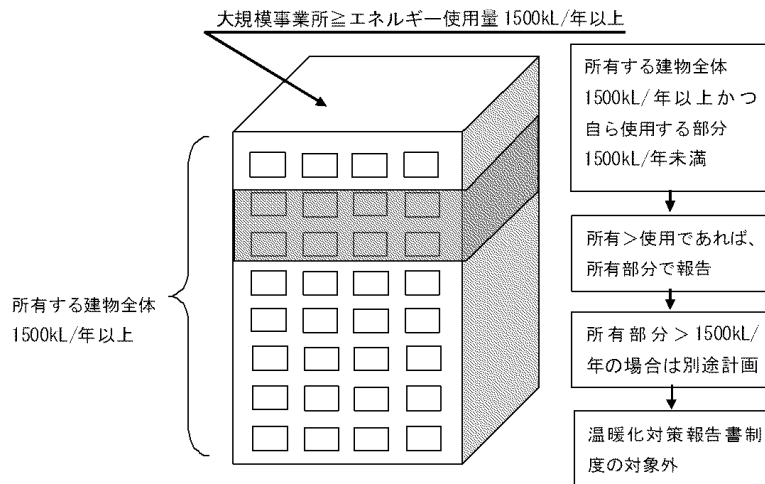
Q3-8. 大規模事業所を区分所有して他の事業者へ賃貸しているのですが、この大規模事業所内のテナント部分は、地球温暖化対策報告書制度の合算対象となりますか？

A3-8. 大規模事業所を区分所有している所有者は、地球温暖化対策計画書制度の対象となる指定地球温暖化対策事業所の所有者でもあるため、報告書制度においては提出義務の主体とはなりません。ただし、大規模事業所内のテナントは、事業所等の使用者として報告書の提出対象となります。なお、特定テナント等として指定されている場合は報告書提出対象事業所等から除かれます。



Q3-9. 自社所有の大規模事業所に他社テナントが入るなどで自社使用部分が1,500kL未満となる場合は報告書制度の対象となりますか？

A3-9. 所有の範囲が使用の範囲を上回る場合には、所有の範囲を報告書提出対象事業所等とします。この場合、所有の範囲が原油換算エネルギー使用量が年間1,500kL以上の事業所となるため、当該事業所は報告書の提出対象ではなく地球温暖化対策計画書の対象となります。



Q3-10. 連鎖化事業において、複数の加盟店を有する法人が加盟者である場合、この加盟法人が加盟店とそれ以外の自己の事業所等を合わせて報告書を提出する場合、本部は当該加盟者が設置する加盟店分を報告する必要はないということによいのですか？

A3-10. 連鎖化事業において、複数の加盟店を有する事業者が加盟者である場合、この加盟法人が加盟店とそれ以外の自己の事業所等を合わせて報告書を提出する場合においても、本部は当該加盟法人が設置する加盟店分を報告する必要があります。

